

令和4年12月28日

第三者調査委員会調査報告書の指摘事項への 対応状況及び対応策について

(一財) 長野県文化振興事業団
長野県立美術館長

はじめに

私たち長野県立美術館職員（以下、「私たち」という。）は、中谷芙二子氏の『霧の彫刻』を永続的に公開し保全することの責任や意義と正面から、十全に向き合っていませんでした。

美術の知識や経験をもちながら、私たちは「中谷芙二子氏が作品を通じて何を大切に作品発表してきたか」を見逃してしまいました。

作家の現在に至るまでの作品や発言に耳を傾け、理想的な展示の形を作家とともに追い求める姿勢があれば、今回の中谷芙二子氏作品の商業目的利用は防げたはずです。

このことを私たちは猛省し、今後、著作権法の本質に則り、二度と作家の意向に反した過ちを繰り返さないよう決意いたします。

I 調査報告書の指摘事項

1 『霧の彫刻』作品又は作家の意向に対する意識の不足

- (1) 長野県立美術館職員において、『霧の彫刻』作品自体や、中谷芙二子氏の意向を尊重すべしという意識が欠けていた。
- (2) 美術館においては、『霧の彫刻』のような従前の絵画や彫刻等として一律に分類できない新たな表現方法による作品についても、その他所蔵作品と同様に作品自体や作家の意向を尊重しつつ、適切な管理の方法を模索する必要がある。

2 職員相互間のミス・コミュニケーション

- (1) 各担当間、特に、広報・マーケティング室と学芸課との間、及び学芸課職員相互間にミス・コミュニケーションがあり、その結果、関係者全員が他の担当者・当事者が中谷芙二子氏の許諾を得ているという誤解のもと撮影、編集、映像配信等が進行した。
- (2) 撮影の打診を受けた当初、広報・マーケティング室においてマスコミの撮影取材に類するものと捉えた結果、作家の許諾取得に対する意識が希薄化し、一方で学芸課としても広報・マーケティング室に対応を任せきりになり、上記ミス・コミュニケーションが生じた。

3 対応フローの欠如

- (1) 写真資料の利用希望については申請から許諾に関するフローが整備されていたが、撮影等その他の利用については同様のフローが整備されていなかった。

- (2) ダブルチェック出来る体制を定めておくべきであった。
- (3) 『霧の彫刻』の許諾に係る作家の意向を尊重し、所蔵作品の適切な利用が促進されるよう、中谷芙二子氏との間で作品利用に係る条件や許諾取得の方法をあらかじめ確認しておく必要があった。

II 指摘事項の対応状況及び対応策

1 『霧の彫刻』作品又は作家の意向に対する意識の不足について

- (1) 『霧の彫刻』が持つ作品の特殊性があったとしても、美術館に携わる者は、所蔵作品や作家等に対して敬意を払いその多様性を尊重し、それぞれの権利や立場に十分留意しなければならないのであるから、作品自体や中谷芙二子氏の意向に敬意を払い、これを尊重して取り扱わなければならないという認識が欠けていたことは深刻に受け止めなければならない。また、『霧の彫刻』を使用した過去の企画・映像制作では、作家自らがリハーサル時から同席し事前に映像をチェックしていたことに鑑みれば、著作権の如何を問わず、中谷芙二子氏の作品に対する思いを汲み取ることは可能であったはずである。

この点を踏まえ、館長から本件の概要および著作権保護の要点などについて職員全員に改めて説明し、今回の問題の重要性について認識の共有を図るとともに、原因や反省点などについて職員間で意見交換を行った。このほか、美術館において、著作権についての研修、作品の理解を深め意識を共有するための職員間の意見交換会を実施した。今後も定期的にこうした研修会や意見交換を実施し、作品や作家の意向を全職員が常に意識して職務を遂行する環境を構築していく。

- (2) スモークの使用や逆再生という改変を事前に把握していなかったとはいえ、利用希望者の肩書等にバイアスをかけずに、利用希望者に対しては一様に、学芸員等から作品の適切な利用方法を説明し助言や指導等をする機会をもつ必要がある。
- (3) 作家の思想を考えれば、商業目的利用での映像撮影や霧を映像演出の一部と捉える形で使用できないことは明示の事実である。作品のコンセプトが常に頭にあれば、今回のような映像利用を防ぐことは可能であり、この点に対する反省を美術館全体で共有する必要がある。
- (4) 美術館の役割を省みて、より一層、作品や作家へ敬意を払い、その意向や権利を尊重しながら、適切な管理方法を常に更新し続ける感覚と勤勉さを保つ。
- (5) 芸術の多様性の把握のためにも現代アートに対する研鑽を積む。

2 職員相互間のミス・コミュニケーションの防止について

- (1) 所蔵作品の利用の打診を受けた担当者は、利用希望者の肩書き等に捉われず、作品の利用方法等を利用希望者に確認する。
- (2) 広報・マーケティング室は、広報目的の美術館施設の取材と考えられる場合であっても、霧の彫刻はじめ、美術館所蔵作品が関係する場合は、作品を管理する学芸課・学芸員に意見を求める。
- (3) 利用希望者の利用方法・内容を十分に把握した上で、作家等からの許諾の要否を複数の職員で検討する。
- (4) 作家等との許諾に関するやりとりは常に記録し、ダブルチェックの観点からも、課や役職に拘らず、オープンな意見交換と情報共有をしていく。

- (5) 学芸課会議や広報・マーケティング室会議において、個々の担当業務の進捗状況を確認し、担当部署を超えて職員相互で情報共有を図る。
- (6) 日頃から課や係を越えてお互いに意見が言い合える職場となるよう、定期的に意見交換の場を設け、職員の知識や見識の向上と職員相互の信頼関係構築に努める。

3 対応フローの欠如について

- (1) 撮影等写真資料利用以外の場合も申請から許諾に関するフローを整備する。整備にあたっては、写真資料利用希望者に限らず、作品等の撮影利用申請があった際は、作家等に対し、撮影のための立ち入り及び撮影の許諾の取得を第一手続とする。
- (2) 作家等の意向を尊重する上で、第一手続を経て撮影される作品のその後の使用状態（二次利用）について意識し、利用希望者自身が当該作家等へ利用方法、範囲、態様等を明らかにするよう促す。
- (3) 利用希望者の撮影物の二次的利用方法についての許諾は、撮影前に、利用希望者が直接作家等から取得することを原則とし、直接許諾を得ることが困難な場合であっても、担当者が利用希望者と作家等の伝言役となることは誤解が生じ煩雑であるため、利用目的や方法等の書面・絵コンテ等を利用希望者が作成し、その書面等を美術館から作家等に確認してもらう。
- (4) 許諾に関する手続に当たっては複数人でチェックを行い、館長決裁を経た上で許可する。
- (5) 上記(1)～(4)の手順を踏まえつつも、画一的で詳細な申請書フォームや決裁手続は、かえって柔軟で適切な対応や作家の意向・多様性を阻害する可能性もあるため、各作家及び作品の特性に応じた対応を目指す。
- (6) 作家等の思想・信念や作品のコンセプトを重んじ、過去の経験（作家等とのやりとり）は、作家等やその作品を扱う上でも重大な資料となるため、常に記録し、担当者が異なっても引継ぎや閲覧を可能にする。
- (7) 著作権のような必要な知識・知見に関する教育や研修、職員同士の意見交換の場を設け、著作権の観点から改めて作品に対する理解と、適切かつ柔軟な管理の方法の習得に努める。

Ⅲ 再発防止に向けた対応策の推進及びチェック体制について

1 対応策の推進

- (1) 副館長、学芸課長、学芸課員、広報・マーケティング室員、総務課員をメンバーとして構成する「再発防止対策推進チーム」を設置し、上記Ⅱに掲げる対応策を推進する。なお、チームの責任者は、副館長とする。
- (2) 再発防止対策推進チームのメンバーは、対応策が適切に運営されているか常に点検するとともに、定期的にチーム会議を開催し、対応状況の確認、問題点及び改善点等について議論する。
その結果、新たな課題や対応措置を講じた場合は、職員全員に周知し適切な運営の徹底を図る。

2 実施状況のチェック体制

1については、定期的に外部の専門家へ内容を報告し、適切な対応がなされているかチェックを受けるとともに、その結果を理事会に報告する。

最後に

長野県立美術館本館と東山魁夷館をつなぐ『霧の彫刻』が、当館を代表する作品であることは間違いなく、一年余にわたって作品と共に過ごすことで、私たちの当該作品に対する意識は深化してきました。

『霧の彫刻』はいつもここにあるけれどもいつも同じではありません。まさにそれは私たちのすぐそばにある自然と同様に、環境の変化と時間の経過を体現していく作品であり、美術館を訪れる人へ瞬間の美しさと自然との交わりを与えてくれています。それは、美術館で働く私たちにとっても同じです。

『霧の彫刻』を誇らしく思う私たちは、この作品に相応しい美術館として、感覚を研ぎ澄まし、知識を深めていかななくてはなりません。

そのために、『霧の彫刻』の最善の公開・保全の仕方、撮影申請への対応等について、中谷芙二子氏の意向を尊重し、誠意をもって適切な運営・管理に努めてまいります。そして、すべての所蔵作品と作家に対して、誠実に向き合うことが出来るよう体制を改善し整えてまいります。